大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法 第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その 届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成27年4月21日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社万代

代表取締役 加藤 徹

大阪市生野区小路東三丁目10番13号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミリオンタウン五条西小路店

京都市右京区西院六反田町33 他

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗	(仮称)万代五条西小路店	ミリオンタウン五条西小路店
の名称		

大規模小売店舗	株式会社万代	株式会社万代
において小売業	代表取締役 加藤 徹	代表取締役 加藤 徹
を行う者の氏名	大阪府大阪市生野区小路東三丁	大阪府大阪市生野区小路東三
又は名称及び住	目10番13号	丁目10番13号
所並びに法人に	その他、未定2者程度	
あっては代表者		株式会社しまむら
の氏名		代表取締役 野中 正人
		埼玉県さいたま市北区宮原町
		2-19-4
		ほか3件

(3) 変更年月日

平成26年12月3日

3 届出年月日

平成27年4月6日

4 縦覧場所,期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2)期間

平成27年4月21日(火)から同年8月21日(金)まで(京都市の休日を

定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成27年8月21日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)